

平成27年度
府営住宅用地活用事業
一般競争入札（第2回）
実施要領

入札に参加するには、事前の申込みが必要です。

〈 申込み受付期間(持参のみ) 〉

平成27年7月23日(木)、24日(金)

(午前9時30分～午後5時30分、ただし正午～午後1時を除く)

〈入札および開札の日時〉

平成27年7月31日(金)午前10時30分受付締切

受付締切時刻の30分前から受付開始

〈入札および開札の場所〉

大阪府咲洲庁舎18階共用会議室

入札に参加を希望される方は、この実施要領をよくお読みいただき、内容を十分に把握した上でご参加ください。

大阪府 住宅まちづくり部 住宅経営室

施設保全課

日 程

入札の公告

入札実施要領配付開始

平成27年5月22日（金）

- 大阪府公報により公告します。
- 住宅まちづくり部住宅経営室 施設保全課（以下、「施設保全課」といいます。）で、入札実施要領を配付します（ホームページにも掲載）。

<http://www.pref.osaka.lg.jp/jutaku/youchikatsuyou/index.html>



現地開放

平成27年6月5日（金）

午前10時30分～11時00分

- 事業用地の現地を開放します。



質疑応答

<持参のみ>

平成27年6月12日（金）受付

平成27年6月26日（金）回答

- 質疑は文書持参でのみ受け付けます。
- 回答はホームページに掲載します。

<http://www.pref.osaka.jp/jutaku/youchikatsuyou/index.html>



入札参加申込の受付

<持参のみ>

平成27年7月23日（木）、7月24日（金）

- 入札参加申込書、入札参加書、誓約書及び入札参加資格を確認するための書類を持参してください。



入札及び落札者の決定

平成27年7月31日（金）

午前10時30分開始

開始時刻の30分前から受付開始

- 入札保証金を納付のうえ、入札参加書と入札書（委任状）を持参し、入札に参加してください。
- 入札締切り後、入札者の前で開札し、落札者を決定します。
- 入札開始時間になると、入札室を閉鎖しますので、必ずそれまでにお越しください。



土地利用計画図等の提出

平成27年8月20日（木）まで

- 落札後、土地利用計画図等を大阪府へ提出してください。府が基本的な事項について適合していることを確認します。



売買契約の締結

平成27年9月3日（木）から

平成27年9月18日（金）まで

- 契約の締結と**同時に**売買代金を支払ってください（入札保証金は、売買代金に充当できます）。
- 契約締結をもって現状有姿で事業用地を引渡します。



所有権の移転登記

- 売買代金の支払いを確認した後、所有権移転登記を申請します。

目 次

1	事業のあらまし	1
2	事業用地一覧	2
3	土地利用条件	3
4	申込みから契約の締結まで	7
4-1	入札参加資格	8
4-2	現地開放	9
4-3	質疑応答	10
4-4	入札参加申込みの受付け	10
4-5	入札	12
4-6	土地利用条件への適合確認	15
4-7	個人情報の収集及び提供	15
4-8	売買契約の締結	16
4-9	その他の注意事項	17
5	物件調書	18
6	府有財産売買契約書(案)	26
7	提出書類の様式・記入例	39
	お問い合わせ先	50

1 事業のあらまし

府営住宅用地活用事業とは・・・

この事業は老朽化した府営住宅の建替えにより創出した土地を活用して、民間の活力や創意工夫により良好な住まいとまちづくりを行うため、一定の条件を付して入札を行い、土地を売却するものです。

入札への参加及び契約の締結にあたって・・・

この条件付土地売払の入札には、入札参加資格を満たす必要があることに加えて、落札した後、事業者として各事業用地の土地利用条件に適合させた宅地開発、住宅の建設及び販売を行わなければならないことを十分にご理解のうえご参加ください。

そのために、落札者は、土地売買契約の締結に先立ち、土地利用計画図など基本的な事項を記した書面を所定の期日内に提出し、大阪府による条件の適合状況の確認を受けることとなります。また、土地売買契約の締結後も、計画に沿った宅地開発及び建築物の建築を行っていることを適時、報告しなければなりません。事業の趣旨を十分理解したうえでご参加ください。

2 事業用地一覽

物件番号	事業用地名称	所在地	地目	数量(m ²)	用途地域 (建ぺい率 /容積率)	最低売却 価格
1	枚方東牧野 住宅 活用用地	枚方市東牧野町 50番2	宅地	14,137.69	第一種中高 層住居専用 地域 第一種住居 地域 (60/200)	780,000,000 円

3 土地利用条件

《枚方東牧野住宅活用用地（(仮称) 枚方東牧野スマートエイジング・タウン）》

当該活用用地の開発にあたっては、当該区域全体をスマートエイジング・シティ（注1）の理念に基づき、地域で安心して快適に住み続けられ、多様な世代の新たな住民を惹きつける、超高齢社会における課題解決型の活気あるまちのモデルを実現するとともに、良好な住まいとまちづくりを実現するために、周辺環境と調和の取れた景観の形成、環境やバリアフリー、防犯・防災等の安全などに配慮し、下記の土地利用条件を遵守しなければならない。

1. 土地利用制限等

- (1) 当該区域の20パーセント以上は、医療施設・介護施設の用に供さなければならない。
- (2) 上記の用途に供した残りの敷地は、住宅地とすること。
- (3) 周辺環境への大きな影響がなく、地域の利便性の向上に資すると認められる場合に限り、その他施設とすることができる。
- (4) 上記、いずれも事業者自らが用地を取得し、運営すること。ただし、(3)については転売若しくは貸付けは可能とする。

2. 公共施設等の整備について

- (1) 事業用地については、周辺道路等とのバリアフリー化を図るとともに、事業用地内に整備する開発道路の幅員は6.8メートル以上とすること。
- (2) 事業用地に設置する開発公園については、健康遊具の設置を枚方市と協議すること。

3. 建築物の用途等

- 1. (1)における医療施設については必須とし、医療法第1条の2第2項に規定する医療提供施設であって、超高齢社会において、一層の増大が予想される医療ニーズに対応する機能を有すること。
- 1. (1)における介護施設については選択実施するものとし、医療施設に併設若しくは合築する以下のようなものであって、枚方市が本年3月に策定した「ひらかた高齢者保健福祉計画21」（第6期）の趣旨に沿った高齢者関連事業所による介護サービスであること。
 - ・ 高齢者の福祉等に資する施設（居宅サービス事業関連施設、地域密着型サービス事業関連施設、施設サービスを提供する施設）
 - ・ 高齢者の健康維持・増進、介護予防に資するサービスを提供する施設

- ・その他、高齢者福祉に資するサービスを提供する施設（サービス付き高齢者住宅を含む）

○ 1. (2)における住宅については以下のことを遵守すること。

- ・住宅の種類は戸建住宅とすること。ただし、建築基準法上、第一種中高層住居専用地域内に建築することができる用途の兼用住宅は可能とする。
- ・一住戸当たりの敷地面積を120平方メートル以上とすること。
- ・住宅はバリアフリーに配慮したものとすること。
- ・全体戸数の1割程度については、二世帯住宅若しくは分離型二世帯住宅を建設すること。
- ・医療施設・介護施設と連携した、安心・安全な住宅の提供を検討すること。（ICT環境整備、ヘルスケア、健康管理、介護支援などの連携など）

○ 1. (3)におけるその他施設については以下のことを遵守すること。

- ・周辺環境への大きな影響がなく、地域の利便性の向上に資すると認められる場合に限り、事業用地の一部（当該区域の概ね5パーセント以内）を他の用途に供することができるものとする。

3. 工事に関する事項

○ 工事に際しては、以下の事項を遵守すること。

- ア. 工事に先立ち、計画内容等の地元説明を行うとともに、工事中の現場対応のため責任者と連絡先を明記した工事管理体制表を作成すること。
- イ. 工事中は、特に騒音、振動を抑えるよう配慮して作業を行い、万一、周辺の家屋等に損害を与えた場合は、補償等の適切な対応を行うこと。
- ウ. 工事車両の通行にあたっては、十分な安全対策を講じるとともに、工事車両が集中しないよう配慮すること。

4. その他

- 事業用地全体を開発区域と設定し、都市計画法、建築基準法等の関連法規及び枚方市開発指導要綱等を遵守すること。
- 本実施要領は医療・介護施設の認可・補助金等を保証するものではありませんのでご注意ください。また、認可等が必要な場合は、所管行政庁の担当部局と事前に協議・調整を行うこと。

(注1) スマートエイジング・シティーとは

大阪府及び大阪市では、医療・健康づくりサービスの向上と関連産業の振興方策について、戦略的観点から検討するため、平成25年4月1日から平成26年3月31日まで大阪府市医療戦略会議を設置し、検討しました。

平成26年1月、大阪府市医療戦略会議より健康寿命の延伸と関連産業の振興をめざす7つの具体的戦略を柱とする提言をいただきました。

戦略の1つ「スマートエイジング・シティー」は、「ヘルスケア」や「エイジング」をコンセプトに人口減少社会における課題を分野横断的に解決するまちづくりをめざす戦略です。現在お住まいの方が住み慣れた地域で安心して快適に住み続けられ、多様な世代の新たな住民を惹きつける、さらには民間投資も呼び寄せることのできる活気あるまちのモデルの実現をめざす取り組みです。

当該市である枚方市でも「健康医療都市ひらかたコンソーシアム」を提案しており、これは府市戦略会議で提言されたスマートエイジング・シティー戦略の考え方と同じくするものです。

<参考：大阪府市医療戦略会議提言URL

<http://www.pref.osaka.lg.jp/attach/19411/00000000/teigen.pdf>>

<参考：枚方市健康医療都市ひらかたコンソーシアムURL

<https://www.city.hirakata.osaka.jp/site/kenkouiryoutoshi/consortium.html>

>

4 申込みから契約の締結まで

4-1 入札参加資格

(1)入札には、個人、法人を問わずどなたでも参加していただけます。

ア. 次の(ア)から(ク)までのいずれにも該当しない者であること。

(ア) 成年被後見人

(イ) 民法の一部を改正する法律(平成 11 年法律第 149 号)附則第3条第3項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の民法(明治 29 年法律第 89 号)第 11 条に規定する準禁治産者

(ウ) 被保佐人であって、契約締結のために必要な同意を得ていないもの

(エ) 民法第 17 条第1項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ていないもの

(オ) 営業の許可を受けていない未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ていないもの

(カ) 破産者で復権を得ないもの

(キ) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者(同項各号のいずれかに該当すると認められることにより、大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受け、その措置期間を経過した者及び同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当し、その措置期間に該当する期間を経過したと認められる者を除く。)又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者

(ク) 府と締結した土地売買契約における違約金の完納の日から6月を経過しない者

イ. 医療法(昭和 23 年法律第 205 号)第1条の2第2項に規定する医療提供施設を運営する者であること。

ウ. 入札物件において住宅の建築計画がある場合は、本件入札参加の申込みの日前5年間に、事業主として、一戸建住宅又は共同住宅の建築を目的とする開発(次の(ア)又は(イ)に該当するものに限る。)並びに住宅の建設及び販売(共同販売、関連会社による委託販売を含む。)の実績を有する者であること。なお、共同で参加する場合については、入札に参加する者いずれかがこの要件をみたせばよい。

(ア) 都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)第 29 条第1項の許可を受けた住宅地の開発

(イ) 建築基準法(昭和 25 年法令第 201 号)第7条第5項又は同法第7条の2第5項の規定により建築物及び敷地が建築基準関係規定に適合することが認められた共同住宅の開発(検査済証の写しが提出された場合に限る。)事業主として、一戸建住宅の建築を目的とする開発(都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)第 29 条第1項の許可を受けた住宅地の開発)並びに住宅の建設及び販売(共同販売、関連会社による委託販売を含む。)の実績を有する者であること。なお、共同で参加する場合については、入札に参加する者いずれかがこの要件をみたせばよい。

エ. 入札物件において住宅の建築計画がある場合は、本件入札参加の申込みの日から入札の日までの期間において、営業を行うにつき、宅地建物取引業法(昭和27年法律第176号)第3条第1項の免許を受けている者であること。なお、他の者と共同で入札に参加する場合については、入札に参加する者いずれかがこの要件を満たせばよい。

オ. 本件入札参加の申込みの日から入札の日までの期間において、次の(ア)から(エ)までのいずれ

にも該当するものであること。

(ア) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条第 1 項又は第 2 項の規定による再生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者（同法第 33 条第 1 項の再生手続開始の決定を受けた者を除く。）、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条第 1 項又は第 2 項の規定による更生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者（同法第 41 条第 1 項の更生手続開始の決定を受けた者を除く。）、金融機関から取引の停止を受けた者その他の経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。

(イ) 宅地建物取引業法第 65 条第 2 項又は第 4 項の規定による業務の停止命令を受けた者又はその停止期間中の者でないこと。

(ウ) 営業を行うにつき、建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条第 1 項の登録を受けている者にあつては、同法第 26 条第 2 項の規定による事務所の閉鎖の命令を受けた者又はその閉鎖期間中の者でないこと。

(エ) 営業を行うにつき、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条第 1 項の許可を受けている者にあつては、同法第 28 条第 3 項又は第 5 項の規定による営業の停止命令を受けた者又はその停止期間中の者でないこと。

カ. 入札の公告の日から入札の日までの期間において、次の(ア)から(ウ)までのいずれにも該当しないものであること。

(ア) 大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止措置を受け、その措置期間中の者又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当すると認められる者（同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当し、その措置期間に相当する期間を経過したと認められる者を除く。）

(イ) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号又は大阪府暴力団排除条例（平成 22 年大阪府条例第 58 号）第 2 条第 4 号に指定する者

(ウ) 府から建設工事等に関し損害賠償請求を受けている者（入札参加申請の提出日までに当該請求に係る損害賠償金を納付した者を除く。）

キ. 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成 11 年法律第 147 号）第 5 条第 1 項の規定による観察処分を受けていないものであること。

(2) また、2 人以上が共同で参加することもできます。

(※ 所有権を登記する際に共有とする場合、必ず共有名義でお申込みください。)

(※ 共有名義で申込む場合、入札書の入札者欄に記載された方が代表して入札手続を行っていただくこととなります。)

(※ 4-4 の「共同入札について」P.10 をご参照ください。)

(3) 入札への参加は、単独・共同の別を問わず 1 者 1 名義とし、重複して参加することはできません。

4-2 現地開放

(1) 日 時

物件番号 1	枚方東牧野活用用地	平成 27 年 6 月 5 日(金) 午前 10 時 30 分～11 時 00 分
--------	-----------	--

(2) 場 所 各事業用地の現地 (P.18～P.25 参照)

(3)注意点

- ア. 説明会は行いませんので、必ず各自で現場の確認・調査をしてください。
- イ. 調査・確認される際は、地域住民の迷惑にならないよう、ご配慮ください。
- ウ. 駐車場は設けておりません。電車・バス等の公共交通機関をご利用ください。

4-3 質疑応答

(1)質疑受付日時 平成 27 年 6 月 12 日(金) 午前9時30分から午後5時30分まで
(正午～午後 1 時を除く)

(2)回 答 日 時 平成 27 年 6 月 26 日(金) 午前10時から

(3)受 付 方 法

ア. 質疑の受付は持参に限ります。必ず書面で提出してください。

※口頭・郵送・FAX 等での質疑は受けません。

イ. 受付場所 : 大阪府住宅まちづくり部住宅経営室 施設保全課 資産活用グループ
(大阪府庁咲洲庁舎26階(巻末参照))

(4)回 答 方 法

回答は、下記URLのホームページに掲載します。

<http://www.pref.osaka.lg.jp/jutaku/youchikatsuyou/index.html>

(5)注意点

- ア. 様式は自由ですが、A4サイズの用紙に、質問者名・住所・連絡先・担当者名を明記してください。なお、記名等が無いものにはお答えできませんのでご了承ください。
- イ. 質疑回答書は土地売払条件の一部となりますのでご注意ください。

4-4 入札参加申込みの受け付け

入札に参加するためには、事前の申込みが必要です

入札に参加を希望する方は、入札参加資格を確認し、必要書類を作成のうえ所定の日時に申し込んでください。

入札参加書等は、この実施要領に添付(後掲)しているものをコピーして使用することも可能です。

単独で入札する場合、共同で入札する場合とも、この参加申込の名義人を土地売買契約書の買受人とし、不動産登記上の名義人とします。所有権を共有とする場合は、必ず共同でお申込みください。

「共同入札について」

2者以上が共同で参加する場合(以下、この場合の参加者を「共同入札者」といいます。)、事業の円滑な実施を期するため、共同入札者のうち1者を落札者の決定に至るまでの事務及び契約締結にかかる一切の債務を代表する代表事業者として定めてください。ただし、土地売買契約にかかる債務は全者が連帯して負うものとします。

共同入札者の変更は、大阪府が支障ないと認める場合に限り、入札日の前日までの間、受け付けますが、代表事業者の変更は認められません。なお、入札日以降は共同入札者の変更・追加・辞退は認めません。

(1)日 時 平成 27 年 7 月 23 日(木)、24 日(金)

午前9時30分～午後5時30分(正午～午後1時を除く)

(2)場 所 大阪府住宅まちづくり部住宅経営室 施設保全課 資産活用グループ
(大阪府庁咲洲庁舎26階(巻末参照))

(3)必要書類

①平成27年度 府営住宅用地活用事業一般競争入札(第2回)入札参加書(P. 40)

②誓約書(P. 48)

③印鑑証明書

④入札参加資格を確認するための書類

次の資料をご用意いただき、A4サイズに折りホッチキスで留め、まとめて提出してください。

ア. 会社・法人の履歴全部事項証明書若しくは現在事項全部証明書

(原本で発行日より3ヵ月以内のもの)(※1)

イ. 住宅を計画している場合は、宅地建物取引業者免許証(写本)

ウ. 住宅を計画している場合は、入札申込日から5年以内の事業実績が確認できるもの
(代表的な1件で可)

新聞広告・リーフレット等で宅地建物取引業の免許証番号及び販売戸数が明記されたもの
(※2)(写本も可)、及びその事業の開発実績を確認できるもの(※3)。

※1 複数者で申し込まれる際は、全員分が必要です。

※2 新聞広告・リーフレット等に記載された宅地建物取引業の免許証番号は、マーカー表示などでわかるように印をつけておいてください。

※3 開発許可のある事業実績

・都市計画法第 29 条の開発許可書(写本)

・同申請書(写本)及び申請書に添付した土地利用計画図

・同第 36 条第 2 項の規定による開発許可の内容に適合している旨の検査済証(写本)

(4)注意事項

ア. 入札参加申込みの受付は、持参に限ります。

イ. 提出いただいた「入札参加書」に申込みの受付処理を行い、入札時の入札参加書として交付します。

ウ. 申込者が入札時の入札者となります。

エ. 「入札参加資格を確認するための書類」の内容確認の結果、資格が不十分であった者または入札日までにこの資格を失った者は、入札に参加することができません。

オ. 入札日までの間は申込者名、申込者数等は公表いたしません。

カ. 申込み後の辞退は可能ですが、速やかに(必ず入札日の前日までに)上記場所へ辞退届を提出してください。(辞退届の様式は自由ですが、A4サイズ of 用紙に参加を辞退する旨及び、申込者名・住所・連絡先・担当者名を明記のうえ、入札参加申込みで使用した印を押印して作成し、先に交付済の入札参加書とともに提出してください。)

キ. 申込者数が多数の場合、入札会場を変更する場合があります。会場を変更する場合は下記URLのホームページへ掲載します。

<http://www.pref.osaka.lg.jp/jutaku/youchikatsuyou/index.html>

4-5 入札

(1)日 時

物件番号1	枚方東牧野活用用地 (枚方市東牧野町 50 番 2)	平成 27 年 7 月 31 日(金) 午前 10 時 00 分受付開始、午前 10 時 30 分受付締切
-------	-------------------------------	--

(2)場 所 大阪府咲洲庁舎 18 階 会議室(以下「会場」という。)

(3)注意点

- ア. 入札当日の受付は、(1)に記載の各物件の受付開始時刻から行い、受付締切り時刻に締切ります。遅れて来られた方は入札に参加することができませんので、お早めにご来場ください。
- イ. 全ての申込者の受付が各受付締切り時刻前に完了した場合は、その時点で受付を締め切ります。
- ウ. 申込者の受付締切り後、執行官の開始の宣言をもって入札を開始します。会場への入室は、各申込者1名までとします。ただし、受付時の会場への入室は2名まで認めます。
- エ. 受付締切り時刻までに受付を、入札開始までに入札保証金(保証小切手)の納付を済ませていただかないと、入札に参加することができません。なお、会場は所定の時刻をもって閉鎖します。
- オ. 入札書は所定の様式を使用しなければなりません。(P.54 参照)
- カ. 来場には電車・バス等の公共交通機関をご利用ください。
- キ. 申込みを受付けたものであっても、この入札日までの間に入札参加資格を失った者は入札に参加することができません。

(4)当日持参していただくもの

- ①入札参加書(申込み受付の処理がなされたもの(P.11 参照))
- ②入札保証金納付書(P.42)
- ③入札保証金(保証小切手)(P.14 参照)
- ④入札書(P.44)
- ⑤委任状(P.46)及び申込者(委任者)印鑑証明書(発行日より3ヶ月以内のもの)
※代理人が入札される場合に必要です。入札申込者(委任者)の印鑑登録印の押印が必要です。
また、共同参加の場合で参加申込書の申込者欄に記載された者以外の共同事業者が入札に参加されるとき、及び、代表者印を入札に使用する場合でも申込者本人以外の者が入札に参加するときにも必要です。
- ⑥本人の印(印鑑登録印)又は代理人の印
※入札前に入札書に誤記などによる書換えが必要となったときや、入札後に落札者以外の方に入札保証金(保証小切手)を返還する際に必要なので、ご持参ください。持参できない場合は、持参に代わる代替手段を入札参加者の責任において講じてください。なお、委任状に基づき代理人が入札する場合は、本人の印(印鑑登録印)の代わりに代理人の印が必要です。
- ⑦筆記用具(黒又は青の万年筆又はボールペン)
- ⑧本書(平成 27 年度 府営住宅用地活用事業一般競争入札(第2回)実施要領)

入札に当たっての注意事項

- (1) 事業用地の売却価格には予め最低売却価格を設定しており、これを下回る金額の入札書は失格となります(P. 2「事業用地一覧」参照)。
- (2) 入札書には、入札者の住所、名称を記入の上、印鑑登録印を押印してください。
共同入札の場合は代表事業者が作成してください。
代理人が入札する場合は、その者の住所、名称を併記し、代理人の印を必ず押印してください(この場合、押印は省略できます。)
- (3) 入札書への金額の記入には、アラビア数字(0、1、2、3・・・)の字体を使用し、最初の数字の前に¥マークを付け、物件の総額を記入してください。
- (4) 金額欄の記入において使用する通貨単位は、日本国通貨(円)に限ります。
- (5) 入札済の入札書は、いかなる理由があっても、書換え、引換え又は撤回をすることができません。
- (6) 次のいずれかに該当する入札は、無効とします。
 - ア. 入札金額が、最低売却価格に達しない入札
 - イ. 入札参加資格のない者がした入札又は委任状を提出せずに代理人がした入札
 - ウ. 指定の時刻までに入札書を提出しなかった入札
 - エ. 所定の入札書によらない入札(電話又は電送による入札は認めない。)
 - オ. 入札保証金を納付していない者の入札
 - カ. 入札金額が入札保証金の50倍を超える入札
 - キ. 入札者又はその代理人の記名押印がない入札
 - ク. 入札者又はその代理人が1人で2枚以上の入札をした場合、その全部の入札
 - ケ. 入札者及びその代理人がそれぞれ入札した場合、その双方の入札
 - コ. 共同入札の場合で、代表事業者及びその他の共同入札者がそれぞれ入札した場合、その全部の入札
 - サ. 入札金額、入札者の名称その他主要部分が識別し難い入札
 - シ. 入札金額を訂正した入札
 - ス. 入札に関し、不正な行為(他の者の入札書を覗き見る等)を行った者がした入札
 - セ. 郵送をもって送付してきた入札
 - ソ. 入札に関する公告又は実施要領に違反した入札

入札保証金について

- (1) 入札に参加するためには入札保証金(保証小切手)の納付が必要です。入札当日の受付時に受領いたしますのでご用意ください。
- (2) 入札保証金の納付は入札1件あたり1回限りです。一旦受領した後は追加や変更ができませんのでご注意ください。
- (3) 入札保証金は、入札金額の100分の2以上(円未満切上げ)の額を納付してください。

[例]

(入札しようとする金額)

(入札保証金)

$$500,000,000円 \times \frac{2}{100} = 10,000,000円以上$$

- (4)入札保証金は、保証小切手(大阪手形交換所に加盟する金融機関が振り出し、発行日から10日以内のものに限る。)で納付してください。
- (5)入札保証金は、落札者以外の方には入札終了後その場で還付し、落札者には契約締結後に還付します。なお、落札者への還付については還付請求の日から10日程度を要しますのでご了承ください。
- (6)入札保証金には、利子は付しません。
- (7)落札者の入札保証金は、売買代金に充当することができます。
- (8)落札者が落札物件の売買契約を締結しないとき(落札後、入札参加資格(P. 8～9 参照)を有しない者であることが判明し、失格したときを含む。)は、入札保証金は還付されませんので、ご注意ください。
- (9)入札保証金は、一般線引き小切手で納付してください。(特定線引き小切手は不可)

保証小切手の見本

- 入札保証金は、保証小切手をお願いします。
- この小切手は、金融機関が自己を支払人として振り出すもので、個人の振出小切手は受付できません。
- 一般には、金融機関に現金を持参するか、定期預金を担保にして、保証小切手を作成することができます。

A 000000	小 切 手	大阪2701 0000-000	銀 行 渡 り
〇〇銀行〇〇支店			
金額 ¥10,000,000※			
上記金額を 持参人 様へこの小切手と引き換えにお支払いください。			
振出日 年 月 日			
振出地 〇〇市			
(株)〇〇銀行〇〇支店			
支店長 〇〇〇〇 印			

- (注) ①振出人、支払人とも同一金融機関。
 ②振出日から10日以内に限る。
 ③大阪手形交換所に加盟する金融機関が振り出した小切手。

落札者の決定

- (1)入札締切り後、直ちに開札します。
- (2)落札者は、次の方法により決定します。
- ア. 有効な入札を行った者のうち、入札金額が、大阪府が定める最低売却価格以上で、かつ、最高の価格をもって入札した者。(その金額を落札金額とします。)
- イ. アに該当する者が2者以上あるときは、開札後直ちに行うくじ引きにより決定します。(この場合、

該当者はそれを辞退できません。)

ウ. 開札の結果、最高入札金額が最低売却価格に達しないときは、再入札は行わず、入札を打ち切ります。

(3) 開札結果は、速やかに大阪府ホームページ等で公表します。また、入札の公平性・透明性確保のため、入札内容(物件所在地、数量、入札者の住所・氏名・入札金額)をホームページ等で公表する予定ですので、参加者はこのことを了承した上で入札に参加してください。

(4) 共同入札により入札に参加された方が落札者となった場合は、速やかに次の事項に関する申立書を提出してください。

① 落札した土地の所有権持分割合(持分0は認めません。)

② 契約金額の負担区分

③ 入札保証金の充当金額区分又は還付金額区分

④ 登録免許税額の負担区分

※本入札にかかる売買契約は土地所有権の移転を伴うものであり、共同買受けによる買受け者のうち1者の共有持分割合を100分の100として契約することはできません。

(5) 契約を締結する権利は落札者のみが有します。落札者と契約締結に至らなかった場合でも二番札以降の方と契約することはありません。

4-6 土地利用条件への適合確認

落札者は、要領に定めた土地利用条件のうち基本的事項の適合状況の確認のため、平成27年8月20日(木)までに下記資料を提出してください。

大阪府による確認の結果、土地利用条件に適合しない部分があった場合は、大阪府からの指摘後5日以内(5日目が閉庁日の場合は、その翌開庁日まで)に適合させなければ契約できません。

<提出資料>

① 土地利用計画図(土地利用条件に定める施設、附属施設の配置及び各面積等がわかる図面等)

※落札者は事業用地の全面を土地利用条件に定める用途に使用しなければなりません。

② 事業スケジュール(土地売買契約締結以降の開発手続きや埋蔵文化財調査、造成工事、建築工事、販売計画等の予定時期を記入したもの)

③ (仮称)東牧野スマートエイジング・タウンの施設概要など説明資料(施設用途、概要、運営方法、任意検討事項のまとめなど)

なお、売買契約締結後も、開発許可申請時など適時に土地利用計画がこの実施要領に定めた条件に適合することを確認するために必要な図書を提出していただきます。

4-7 個人情報の収集及び提供

(1) 落札者(共有者を含む)が法人の場合で、大阪府から提出の求めがあったときは、落札後速やかに、役員名簿(住所、氏名、読み仮名、生年月日が分かるもの)を提出してください。

(2) 落札者(共有者を含む)が大阪府暴力団排除条例第2条第2号及び第4号の規定に該当しない者であることを確認するため、大阪府は、同条例第24条第2項の規定に基づき、落札者から提出のあった役員名簿及び誓約書を大阪府警察本部に提供します。

4-8 売買契約の締結

(1)大阪府と落札者との売買契約は、平成 27 年 9 月 3 日(木)から、平成 27 年 9 月 18 日(金)までに大阪府住宅まちづくり部住宅経営室施設保全課資産活用グループ(大阪市住之江区南港北 1-14-16 大阪府咲洲庁舎 26 階)において、府有財産売買契約書(案)(P. 26~P. 38 参照)により締結します。

※売買契約の名義人は、「落札者」名となります。

※共同入札による落札の場合は、「共同入札者全員」が名義人となり、その変更はできません。

(2)契約を締結する際には、印鑑登録印、印鑑証明書、住民票の写し(個人の場合)、代表者事項証明書又は資格証明書(法人の場合)が必要です。

印鑑証明書等、契約締結に必要な書類については、契約締結日から 3 ヶ月以内のものがが必要です。

(3)落札者は、契約締結と同時に、売買代金の全額を支払わなければなりません。

※1 府が発行する納入通知書によりお支払いください。

※2 入札保証金は、売買代金に充当できます。

※3 購入資金の手当て等については、お早めに金融機関等とご相談ください。

(4)契約及び所有権の移転に要する費用(収入印紙、登録免許税等)は、落札者の負担とします。

(5)落札者は、自らが住宅地として開発し、かつ住宅の建設及び販売を行うまでは、この事業用地にかかる一切の権利義務を第三者に移転することはできません。

なお、落札者への所有権移転の際、大阪府の買戻し特約を併せて登記します。

買戻し特約の解除については6. 府有財産売買契約書(案)第 19 条(P. 30、P. 31)を参照ください。

(6)落札物件の所有権移転は、売買代金の全額が支払われたときとなります。

※落札した場合でも、土地売買契約締結までに入札参加資格を失った場合は、契約を締結できないことがあります。これにより落札者に損害が生じて、大阪府はその責任を負いませんので、ご注意ください。

(7)落札者が落札物件の売買契約を締結しなかった場合、その落札者は、施設保全課が実施する入札に、今回入札の契約期間最終日(平成 27 年 9 月 18 日)から 6 ヶ月間参加することができませんので、ご注意ください。

4-9 その他の注意事項

(1)落札者への事業用地(以下「物件」という。)の引渡しは、売買契約締結日を原因日とする所有権の移転があった日をもって、工作物や設備配管などの地下埋設物、その他物件に存するものすべてを含め、現状有姿(あるがままの状態)により行います。

※図面が現状と相違している場合は、現状を優先しますので必ず事前に現地を確認してください。

※物件調書に記載した面積その他の事項について、実地に符合しないことがあっても、これを理由として契約を拒み又は代金の減免を請求することはできませんのでご注意ください。

(2)落札者は、売買契約締結後、物件に数量の不足その他隠れたかしがあることを発見しても、売買代金の減免若しくは損害賠償の請求又は契約の解除をすることができません。

ただし、落札者が消費者契約法(平成12年法律第61号)第2条第1項に規定する「消費者」である場合にあっては、この限りではありません。

「消費者契約法(平成12年法律第61号)」

第2条 この法律において「消費者」とは、個人(事業として又は事業のために契約の当事者となる場合におけるものを除く。)をいう。

- (3) 物件を利用するにあたっては、公序良俗に反することのないようにしてください。また、建築確認や開発許可にあたっては、建築基準法、都市計画法及び府や市町村の条例等により指導がなされる場合がありますので、事前に関係機関にご確認ください。
- (4) 本物件は、医療施設・介護施設の認可や補助金等を約束するものではありません。事前に関係機関と十分に協議したうえで入札に参加してください。
- (5) 物件が他の府有地と隣接する部分(道路敷を含む)については、契約締結後速やかに落札者において境界確認書(案)を作成し、大阪府と締結していただきます。本府で保管している座標データがある場合は交付するので、同じ基準点を使用し測量してください。
- (6) 大阪府生活環境の保全等に関する条例に基づく土壌汚染状況調査については、落札者の責任において調査報告等が必要です。
- (7) 売買契約締結の日から物件の引渡しの日までの間において、府の責めに帰さない事由により、物件に滅失、き損等の損害を生じたとき、その損害は落札者の負担とします。
- (8) 物件の隣接土地所有者や地域住民への説明等、当該土地利用に関する調整等については、全て落札者において行っていただきます。
- (9) 越境物に関する隣接土地所有者との協議については、すべて落札者において行っていただきます。
- (10) 落札者が売買契約に定める義務を履行しないために大阪府に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければなりません。

5 物件調書

- この調書は、事業への参加希望者が現地を確認する上での参考資料です。お申込みの前に、必ず現地をご確認ください。
- 最寄り駅からの距離は、駅から物件までの概ねの直線距離を表示しています。
- 道路幅員は、原則として現況の幅員を表示していますので、建物建築等に伴い必要となる道路後退等については、関係機関にご確認ください。
- 土地利用に必要な接道条件(幅員、連続性等)については、関係機関と十分協議してください。
- 各種供給処理施設(上・下水道、電気、ガス等)の利用にあたっては、各事業者と十分協議してください

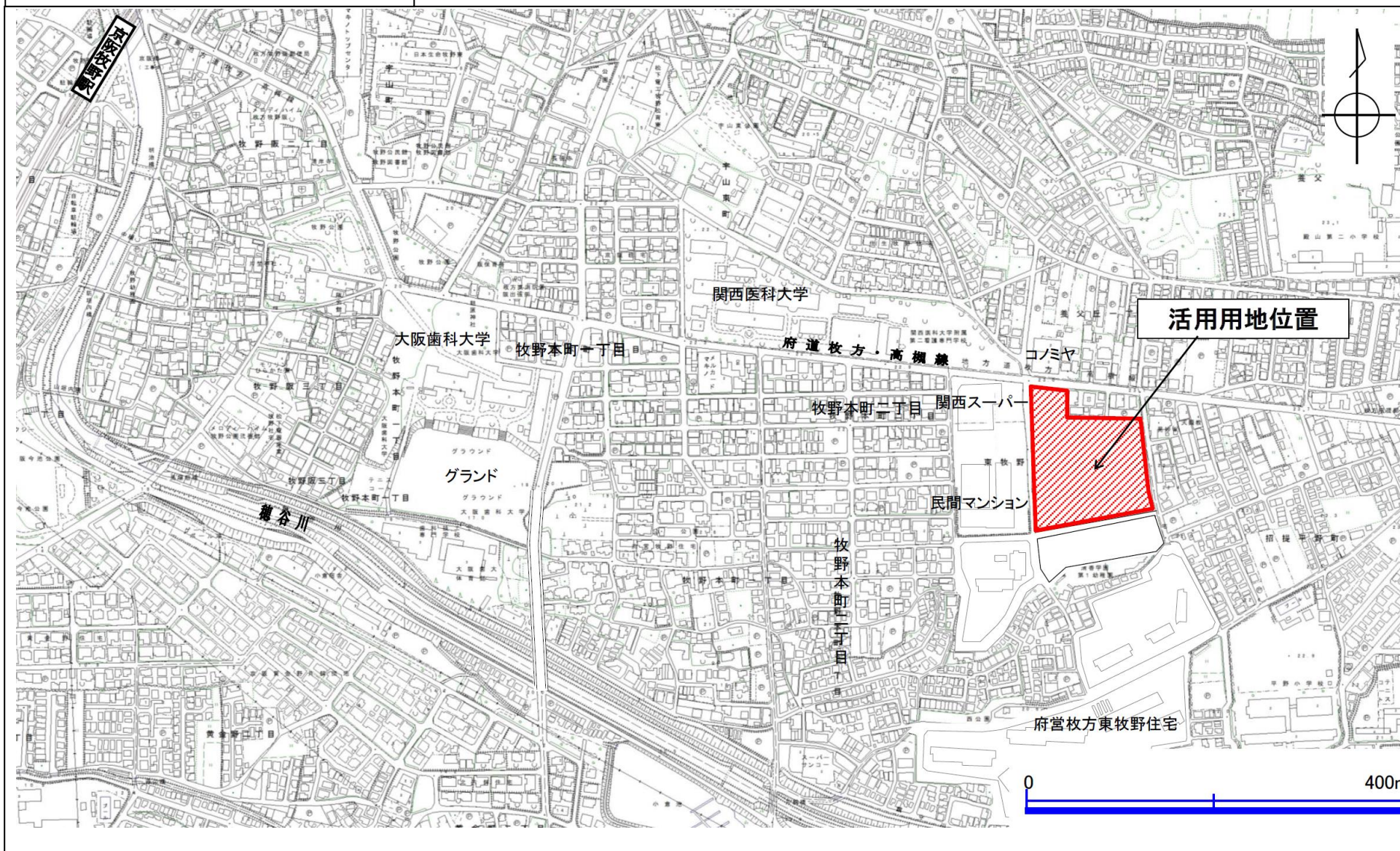
物 件 明 細

物件番号	事業用地名称	枚方東牧野住宅活用用地			交通機関	京阪本線線「牧野駅」下車 南東へ約1.2km
1	所在地	枚方市東牧野町50番2				
面積	登記簿	14,137.69m ²	地目	宅地	【留意事項】 1. 文化財保護法による周知の埋蔵文化財包蔵地である「招提中町遺跡」に指定されており、建物建築等の際は同法に基づく届出が必要です。 (問合せ先：枚方市教育委員会事務局社会教育部文化財課) 2. 造成土、工作物や設備配管などの地下埋設物、その他当該事業用地に存するものすべてを現状有姿で売却しますので、物件の引渡しはあるがままの状態です。 3. 地上又は地中の別に関わりなく、これら造成土や工作物等を撤去される場合は落札者の責任(費用負担含む)において関係法令を遵守のうえ適切に実施してください。 4. 売買契約の締結後に、この物件に隠れたかしが発見されても、その担保責任は一切負いません。 5. 上記の供給処理施設の状況は、各種台帳等により調査したものです。接続等については、事業者において各施設の管理者と協議してください。開発許可申請等を行う際には枚方市関係部局と十分協議してください。 6. 落札者は、事業用地内にある既存の防犯灯については、維持管理を引き継がなければなりません。関西電力(株)と協議し名義変更に必要な書類を作成のうえ提出してください。開発に伴う防犯灯の移設・新設については、枚方市並びに地元自治会と協議してください。 7. 越境物の存在は確認できていませんが、越境物があった場合は落札者にて隣接者と協議し解決してください。	
	実測	14,137.69m ²				
接面道路の状況	東側	幅員 約 8.2m (市管理道路)				
	西側	幅員 約 8.8m (市管理道路)				
	南側	幅員 約 6.8m (市管理道路)				
	北側	幅員 約 9.8m (府道枚方・高槻線) 幅員 約 5.1m (市管理道路)				
法令等に基づく制限	都市計画	市街化区域				
	用途地域	第一種中高層住居専用地域、第一種住居地域				
	地域地区	第2種高度地区、第3種高度地区				
	建ぺい率	60%	容積率	200%		
その他	・「文化財保護法(埋蔵文化財包蔵地)」					
私道の負担等に関する事項	負担の有無	無				
	負担の内容	無				

供給処理施設の状況	区 分	配管等の状況	照会先及び電話番号	【留意事項】 8. 事業用地に隣接する外周道路については、平成26年8月29日に、大阪府から枚方市に寄付しており、市管理道路となっておりますが、その後、市道明示等は受けていません。必要であれば、落札者において明示を受けてください。 9. 事業用地北側の一部は第一種住居地域ですが、用途地域の明示は受けていません。必要であれば、落札者において明示を受けてください。 10. 当該事業用地の南側（50番3他）について、戸建住宅地として開発中です。特に南側道路の使用や復旧工事、道路内埋設管への接続や新設にあつては、枚方市並びに南側開発事業者と十分に協議し、施工してください。
	公営水道	東・西側 有	枚方市上下水道局水道部 給水管理課 (072)-848-5514	
	電 気	有	関西電力(株)枚方営業所 (0800)-777-8017	
	都市ガス	東・西側 有	大阪ガス(株) 導管事業部 マップメンテセンター (06)-6202-2141	
	公共下水道	(汚水) 西側 有 (雨水) 西側・南側 有 ※北側、東側にも汚水・雨水管がありますが、接続にあつては枚方市と協議してください。	枚方市上下水道局下水道部 下水道管理課 (072)-841-1221(代) 内線3851、3852、3847	

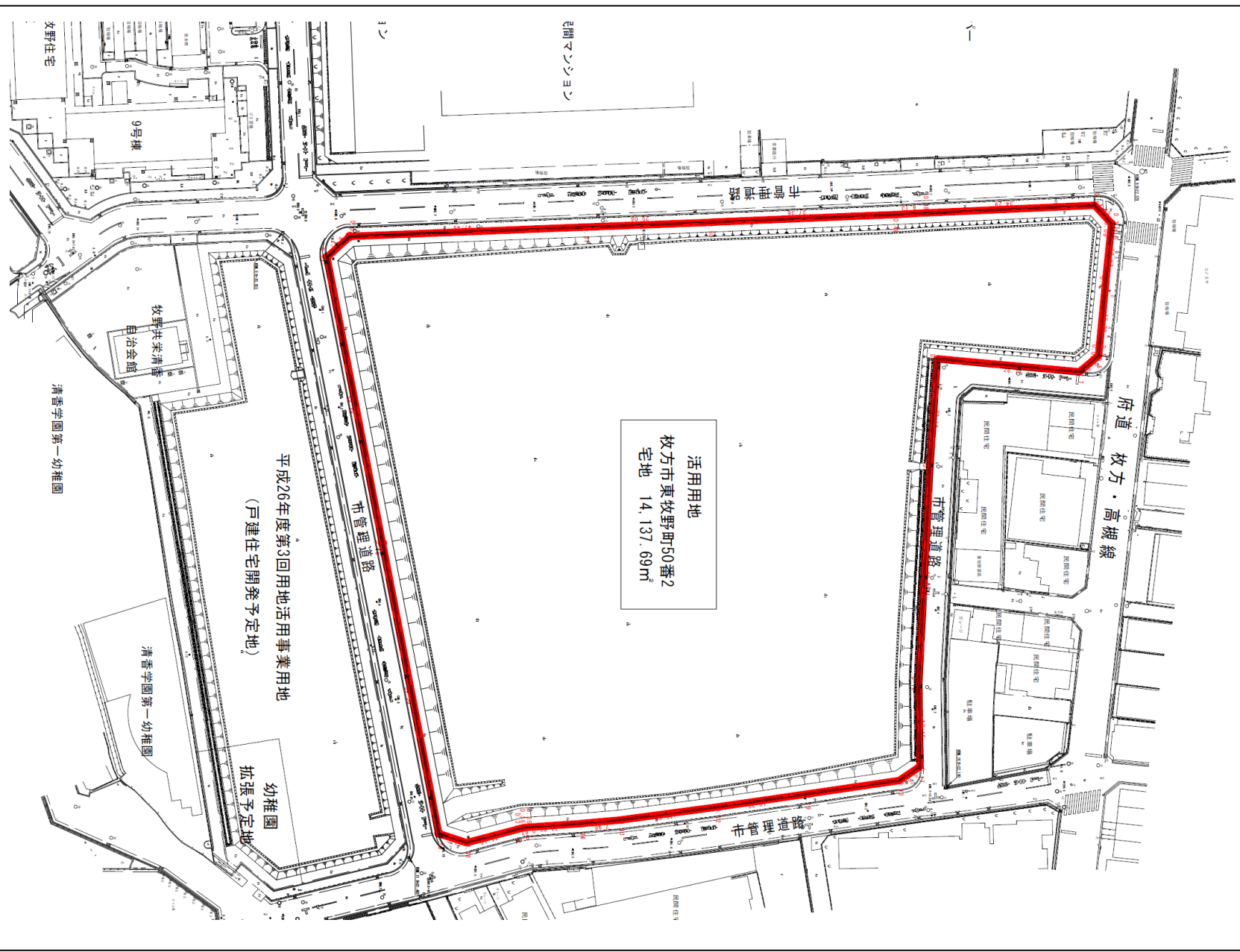
枚方東牧野住宅活用用地

(1) 位置図



(2) 平面図

枚方東牧野住宅活用用地 平面図

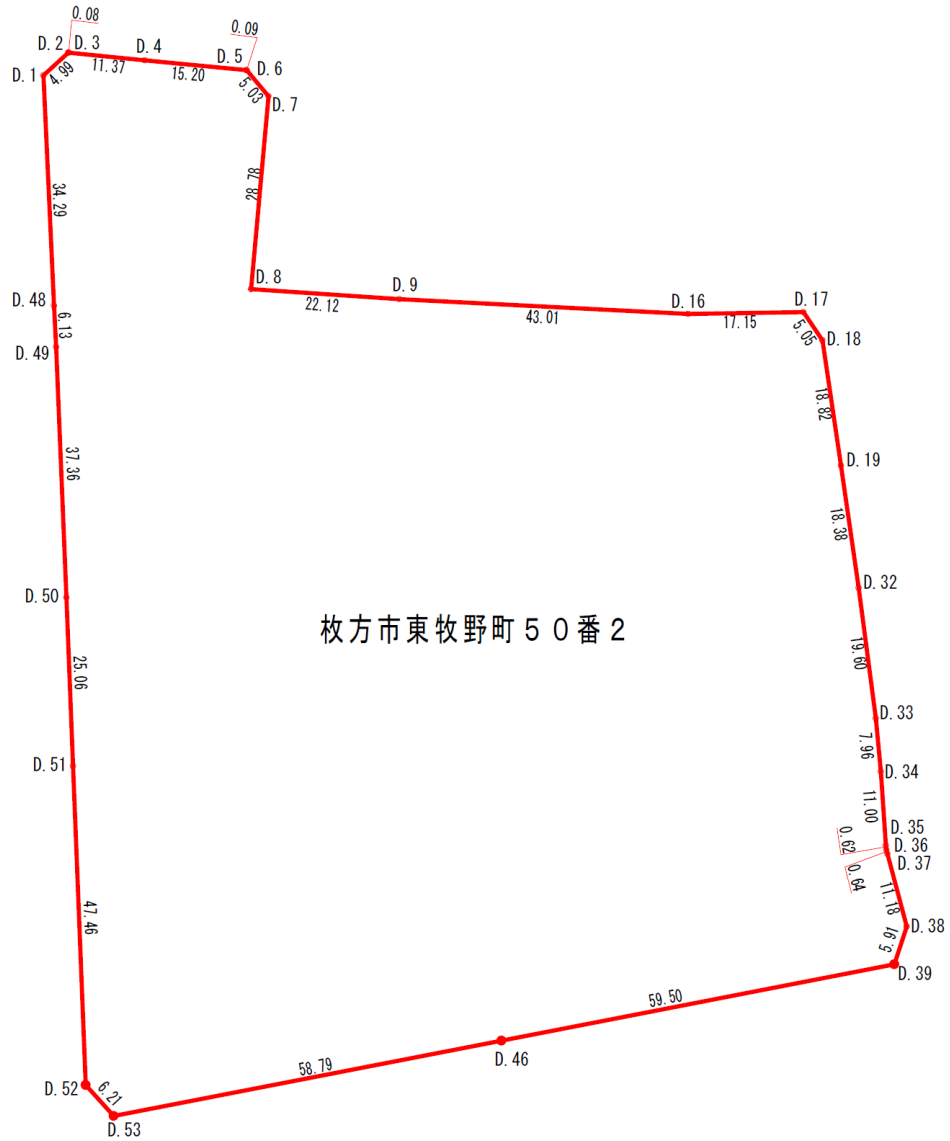


(3) 丈量図

枚方東牧野住宅活用用地

座 標 求 積 表

地番	50番2		地目	宅地
所有者	大阪府			
N 0	X	Y	辺 長	
D. 3	-128561.689	-29584.131	0.08	
D. 2	-128561.679	-29584.216	4.99	
D. 1	-128565.075	-29587.882	34.29	
D. 48	-128599.331	-29586.340	6.13	
D. 49	-128605.462	-29586.015	37.36	
D. 50	-128642.795	-29584.464	25.06	
D. 51	-128667.844	-29583.504	47.46	
D. 52	-128715.276	-29581.614	6.21	
D. 53	-128719.870	-29577.429	58.79	
D. 46	-128708.668	-29519.714	28.78	
D. 39	-128697.323	-29461.297	5.03	
D. 38	-128691.704	-29459.460	22.12	
D. 37	-128680.882	-29462.303	11.18	
D. 36	-128680.261	-29462.458	0.64	
D. 35	-128679.645	-29462.554	11.00	
D. 34	-128668.669	-29463.308	7.96	
D. 33	-128660.732	-29464.032	19.60	
D. 32	-128641.297	-29466.614	18.38	
D. 19	-128623.105	-29469.243	18.82	
D. 18	-128604.481	-29471.976	5.05	
D. 17	-128600.290	-29474.800	17.15	
D. 16	-128600.540	-29491.950	43.01	
D. 9	-128598.337	-29534.908	22.12	
D. 8	-128596.848	-29556.980	28.78	
D. 7	-128568.185	-29554.371	5.03	
D. 6	-128564.305	-29557.583	0.09	
D. 5	-128564.292	-29557.681	15.20	
D. 4	-128562.834	-29572.814	11.37	
倍面積	28275.385085 m ²	面積	14137.6925425 m ²	
地積			14137.69 m ²	



6 府有財產売買契約書(案)

府有財産売買契約書(案)

売払人 大阪府(以下「甲」という。)と買受人 ●●(以下「乙」という。)は、平成27年度府営住宅用地活用事業一般競争入札(第2回)実施要領(以下「実施要領」という。)に基づき、次のとおり府有財産の売買契約を締結する。

※買受人「乙」が共同入札による落札者である場合は、前文の末尾に次の一文を追記する

「なお、乙の各々は本件にかかる債務を連帯して負い、かつ、記載順位第一位の者が、甲への債務の一切を代表する。」

(信義誠実の義務)

第1条 甲及び乙は、信義に従い、誠実にこの契約を履行しなければならない。

(売買物件)

第2条 売買物件は、末尾記載のとおりとする。

(売買代金)

第3条 売買代金は、金***,***,***円とする。

※建物付土地を売買するときは、次のとおりとする。

(売買代金)

第3条 売買代金は、金***,***,***円(うち、消費税及び地方消費税額金***,***円)とする。

(支払方法)

第4条 乙は、前条に定める売買代金をこの契約締結と同時に、甲が発行する納入通知書等により、甲に支払わなければならない。

(所有権の移転及び登記嘱託)

第5条 売買物件の所有権は、乙が売買代金の支払いを完了したときに、乙に移転したものとす。

2 甲は、前項の規定により売買物件の所有権が移転した後、その所有権移転の登記及び第18条に定める買戻特約の登記を嘱託するものとする。

3 乙は前項の登記に必要な書類等を、予め甲に提出するものとする。

(物件の引渡し)

第6条 甲は、前条第1項の規定により売買物件の所有権が移転したことをもって現状有姿のまま売買物件を乙に引渡したもとする。

2 甲と乙は、前項による引渡しが行われたとき、直ちに当該物件の引渡しを確認する書面を交わすものとする。

(担保責任)

第7条 乙は、この契約締結後、売買物件に数量の不足その他かくれたかしのあることを発見しても、売買代金の減免若しくは損害賠償の請求又は契約の解除をすることができない。ただし、乙が消費者契約法(平成12年法律第61号)第2条第1項に規定する消費者である場合にあっては、この限りではない。

(土地利用条件)

第8条 乙は、売買物件を「〇〇〇(例:医療施設、介護施設及び戸建住宅)」の用途に供しなければならない。

2 乙は末尾添付の土地利用条件を遵守しなければならない。

3 乙は、事業の着手に先立ち、実施要領に定める土地利用条件に適合していると甲の確認を受けた土地利用計画について、計画を変更しようとするときは、甲の承認を受けなければならない。

4 乙は、この契約締結の日から起算して、5年以内に第1項に定める建築物(以下「建築物」という。)の建築を完了しなければならない。ただし、やむを得ない事由により、乙が甲と協議し、甲の承認を得た場合はこの限りでない。

(公害等の防止)

第9条 乙は、電波障害、騒音、風害及び日照阻害等の防止に留意するとともに、自らの責任において必要な措置を講じなければならない。

(上下水道等)

第10条 乙は、上・下水道、電気、ガス及び電話等の供給を受ける際は、各々の供給者及び管理者等と協議の上、自らの負担により責任を持って工事等を行わなければならない。

(地元協議等)

第11条 乙は、建築物の建築にあたって、関係機関及び近隣住民等地元関係者との協議、調整等を自らの責任で行わなければならない。

(権利の設定等)

第12条 乙は、売買物件及び売買物件に建築された建築物について、第8条第1項に定める利用のため、自己の居住の用に供する者に譲渡(以下「分譲」という。)する場

合を除き、地上権、質権、賃借権その他使用収益を目的とする権利の設定、又は売買、贈与、交換、出資等による所有権の移転をしてはならない。ただし、やむを得ない事由により、乙が甲と協議し、甲の承諾を得た場合はこの限りでない。なお、乙が建築確認又は開発許可を受けた後に販売活動を行うことを甲は妨げない。

- 2 乙は、第三者によって売買物件に抵当権その他の担保権を設定させようとするときは、甲の承諾を得なければならない。

(公序良俗に反する使用等の禁止)

第 13 条 乙は、この契約締結の日から5年間、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第 77 号)第2条第2号に規定する暴力団若しくは法律の規定に基づき公の秩序等を害するおそれのある団体等であることが指定されている者の事務所又はその他これに類するものの用に供し、また、これらの用に供されることを知りながら、所有権を第三者に移転し又は売買物件を第三者に貸してはならない。

(実地調査等)

第13条の2 甲は、前条に定める義務の履行状況を確認するため、随時に実地調査し、乙に対し必要な報告又は資料の提出を求めることができる。この場合において、乙は、その調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は報告若しくは資料の提出を怠ってはならない。

(実地調査及び報告義務)

第 14 条 甲は、乙が分譲するまでの間、売買物件について随時その使用状況を実地に調査できるものとし、乙はこれに応じなければならない。

- 2 乙は、売買物件に関して次のいずれかに該当するときは、その都度、甲にその状況を速やかに報告しなければならない。

- (1) 都市計画法第 29 条の規定による開発行為の許可に係る申請を行ったとき及び許可(以下「開発許可」という。)を受けたとき
- (2) 都市計画法第 36 条第 1 項の規定による開発行為が完了する旨を届け出る予定日の概ね1ヶ月前及び同条第 2 項の規定による開発許可の内容に適合している旨の検査済証(以下「開発検査済証」という。)の交付を受けたとき
- (3) 医療施設・介護施設及びその他施設の建築に際し、建築基準法第 6 条第 1 項又は第 6 条の 2 第 1 項の規定による計画の建築基準関係規定に適合する旨の確認済証(以下「建築確認済証」という。)の交付を受けたとき
- (4) 医療施設・介護施設及びその他施設の建築に際し、建築基準法第 7 条第 5 項又は第 7 条の 2 第 5 項の規定による建築物及び敷地の建築基準関係規定に適合する旨の検査済証の交付を受けたとき

(違約金)

第 15 条 乙は、次の各号に定める事由が生じたときは、甲の請求によりそれぞれ各号に定める金額を違約金として甲に支払わなければならない。

- (1) 第 13 条の2に定める義務に違反したときは、金(売買代金の1割)円
- (2) 第 13 条に定める義務に違反したときは、金(売買代金の3割)円
- (3) 第 16 条第1号から第6号に該当することが判明したときは、金(売買代金の3割)円

2 前項の違約金は第 23 条に定める損害賠償額の予定又はその一部と解釈しない。

(契約の解除)

第 16 条 甲は、乙が分譲するまでの間に次のいずれかに該当することが明らかになった場合は、この契約を解除することができる。

- (1) 実施要領で定める参加資格を偽る等、不正な行為によりこの契約を締結したとき
- (2) 破産、民事再生、会社更生又は特別清算等の手続き開始の申立て(自己申立てを含む。)等があったとき
- (3) 法人が合併され、又は解散した場合で、甲と乙の協議によってもこの契約に定める義務が履行される見込みがないとき
- (4) 乙が、大阪府暴力団排除条例第2条第2号及び第4号の規定に該当する者と認められるとき。
- (5) 第8条(土地利用条件)の定めに違反したとき
- (6) 第 12 条(権利の設定等)の定めに違反したとき
- (7) 前各号のほか、この契約に定める義務を履行しないとき

(買戻しの特約)

第 17 条 甲は、前条の定めにより契約を解除したときは、売買物件を買戻すことができる。

2 前項の期間は、この契約締結の日から5年間とする。

(買戻しの登記)

第 18 条 甲及び乙は、この契約に基づく所有権移転登記と同時に、前条第1項に定める買戻しの特約の登記を行う。

(買戻しの登記の抹消)

第 19 条 乙は、次の各号のひとつに該当する場合で、第 17 条に定める買戻しの特約を解除する必要がある場合は、次項に定める書面をもって甲に申請し、甲の承認を受けなければならない。

- (1) 開発許可を受けた開発行為において公共施設の用に供する土地を帰属するとき
- (2) 開発許可にかからない場合にあつて公共施設の用に供する土地について寄付等をするとき
- (3) 戸建住宅のみを建築する計画である場合で、開発検査済証の交付を受け、各区分画の分筆登記が完了したとき
- (4) 建築確認済証の交付を受けて工事に着手するとき
- (5) 開発許可にかからない場合にあつて分譲するとき

- 2 前項の書面は次の各号のとおりとする。
- (1) 前項第 1 号に該当する場合 都市計画法第 35 条第 2 項の規定による開発許可の通知の写し、開発許可を受けた際の土地利用計画図、帰属する土地の土地記載事項全部証明書等及び地積測量図
 - (2) 前項第 2 号に該当する場合 寄付することを証する書類、寄付する土地の土地記載事項全部証明書等及び地積測量図
 - (3) 前項第 3 号に該当する場合 開発検査済証の写し、各区画の土地記載事項全部証明等及び地積測量図
 - (4) 前項第 4 号に該当する場合 建築確認済証の写し
 - (5) 前項第 5 号に該当する場合 分譲にかかる土地売買契約書及び乙を相手方とする建築工事請負契約書
 - (6) 前各号に加え、第 8 条の土地利用条件を満たしていることを確認するために必要な書類
 - (7) 公図の原本
- 3 乙が第 1 項の買戻し特約の解除の承認を受けた場合は、甲は第 17 条第 2 項に定める買戻しの期間満了前であっても、乙からの申請により、買戻し特約を抹消するものとする。ただし、第 1 項第 1 号もしくは同第 2 号に該当する場合にあっては、帰属もしくは寄付等をする土地についてのみ買戻し特約を抹消するものとする。

(返還金等)

- 第 20 条 甲は、甲がこの契約を第 16 条の定めにより契約を解除したとき(以下「契約を解除したとき」という。)は、乙が第 21 条に定める義務を完全に履行した後、乙が第 3 条の定めにより支払った売買代金を返還する。ただし、当該返還金には利息は付さない。
- 2 甲が契約を解除したときは、乙は自らが負担した契約の費用及び売買物件に支出した必要経費、有益費その他一切の費用を甲に請求することができない。

(原状回復)

- 第 21 条 乙は、甲が契約を解除したときは、甲の指定する期日までに次の各号に定める事項を実行しなければならない。
- (1) 売買物件について設定された抵当権、その他売買物件の完全な所有権の行使を妨げる負担を消滅させること。
 - (2) 甲名義に所有権移転登記をするための登記承諾書を甲に提出すること。なお、甲名義に所有権を移転するために必要な登記費用等は、すべて乙の負担とする。
 - (3) 売買物件に存在する乙が設置した建物及びその他の工作物等を収去し、売買物件を第 6 条の引渡し時の原状に復して返還すること。ただし、甲が原状に復する必要がないと認めたときは、乙は、甲に対し現状のまま返還することができる。
- 2 前項第 3 号ただし書により、売買物件を返還したときは、当該売買物件内に残置したものの所有権はすべて甲に帰する。なお、これにより、乙が損害を被っても甲に対して一切の請求をすることができない。

3 乙は、第1項第3号ただし書の場合において、売買物件が滅失又はき損しているときは、その損害賠償として、減損額に相当する金額を甲に支払わなければならない。また、乙の責めに帰すべき事由により甲に損害を与えている場合には、その損害に相当する金額を甲に支払わなければならない。

(使用料相当損害金)

第 22 条 乙は、甲が契約を解除したときは、次の各号に定める使用料相当額損害金を甲に支払わなければならない。この場合において、使用料相当額は、第3条に定める売買代金に年率 7.4 パーセントを乗じて算出した額とする。

- (1) 第6条の定めにより売買物件の引渡しを受けた日から、甲がこの契約の解除又は買戻権の行使を通知した日までの間の使用料相当額
- (2) 甲がこの契約の解除又は買戻権の行使を通知した日の翌日から、前条第1項に定める義務を完全に履行して売買物件を甲に返還する日までの間の使用料相当額

(損害賠償)

第 23 条 乙は、この契約に定める義務を履行しないため甲に損害を与えたときは、第 15 条に定める違約金に加えて、その損害を賠償しなければならない。

(第三者に生じた損害の責任)

第 24 条 甲が第 16 条に基づきこの契約を解除したとき及び第 17 条第 1 項に基づき売買物件を買い戻したとき、これにより乙又は第三者に損害が生じても甲はその責任を負わない。

(返還金の相殺)

第 25 条 甲は、第 20 条の定めにより売買代金を返還する場合においては、次の各号の合計額を返還金から控除して返還するものとする。なお、控除できない金額がある場合は、乙は甲に対して別途これを支払わなければならない。

- (1) 第 15 条第 1 項に定める違約金
- (2) 第 21 条第1項第2号に定める登記費用等
- (3) 第 21 条第3項に定める損害賠償金
- (4) 第 22 条に定める使用料相当額
- (5) 第 23 条に定める損害賠償金

(費用の負担)

第 26 条 次に掲げる費用は乙の負担とする。

- (1) この契約の締結に要する費用
- (2) 所有権移転登記及び買戻権の設定登記並びに抹消登記に要する費用

(収益の帰属、負担金の分担)

第 27 条 本物件から生ずる収益の帰属及び各種負担金等の負担については、引渡日の前日までの分を甲が、引渡日以降の分を乙が、それぞれ分担する。

(法令等の規制の遵守)

第 28 条 乙は、売買物件の法令等の規制を熟知の上、この契約を締結したものであることを確認し、当該物件を利用するに当たっては、当該法令等を遵守するものとする。

(裁判管轄)

第 29 条 この契約から生じる一切の法律関係に基づく訴えの管轄は、甲の事務所の所在地を管轄する大阪地方裁判所とする。

(疑義等の決定)

第 30 条 この契約に定めのない事項又はこの契約に関して疑義が生じたときは、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名捺印の上、各1通を保有する。

平成 年 月 日

甲 大阪府
代表者 大阪府知事 松井一郎 印

乙 所在地
名称

所在地
名称

※買受人「乙」が共同入札による落札者である場合は、次の共有持分割合の表を追記する

乙の共有持分割合

買受人名称	持分割合

物件の表示

○土地

所在	地番	地目	公簿面積(m ²)	実測面積(m ²)
枚方市東牧野町	50番2	宅地	14,137.69m ²	14,137.69m ²

[末尾添付]

《枚方東牧野住宅活用用地（（仮称）枚方東牧野スマートエイジング・タウン地区）》

当該活用用地の開発にあたっては、当該区域全体をスマートエイジング・シティ（注1）の理念に基づき、地域で安心して快適に住み続けられ、多様な世代の新たな住民を惹きつける、超高齢社会における課題解決型の活気あるまちのモデルを実現するとともに、良好な住まいとまちづくりを実現するために、周辺環境と調和の取れた景観の形成、環境やバリアフリー、防犯・防災等の安全などに配慮し、下記の土地利用条件を遵守しなければならない。

1. 土地利用制限等

- (1) 当該区域の20パーセント以上は、医療施設・介護施設の用に供さなければならない。
- (2) 上記の用途に供した残りの敷地は、住宅地とすること。
- (3) 周辺環境への大きな影響がなく、地域の利便性の向上に資すると認められる場合に限り、その他施設とすることができる。
- (4) 上記、いずれも事業者自らが用地を取得し、運営すること。ただし、(3)については転売若しくは貸付けは可能とする。

2. 公共施設等の整備について

- (1) 事業用地については、周辺道路等とのバリアフリー化を図るとともに、事業用地内に整備する開発道路の幅員は6.8メートル以上とすること。
- (2) 事業用地に設置する開発公園については、健康遊具の設置を枚方市と協議すること。

3. 建築物の用途等

- 1. (1)における医療施設については必須とし、医療法第1条の2第2項に規定する医療提供施設であって、超高齢社会において、一層の増大が予想される医療ニーズに対応する機能を有すること。

- 1. (1)における介護施設については選択実施するものとし、医療施設に併設若しくは合築する以下のようなものであって、枚方市が本年3月に策定した「ひらかた高齢者保健福祉計画21」（第6期）の趣旨に沿った高齢者関連事業所による介護サービスであること。
 - ・ 高齢者の福祉等に資する施設（居宅サービス事業関連施設、地域密着型サービス事業関連施設、施設サービスを提供する施設）

- ・高齢者の健康維持・増進、介護予防に資するサービスを提供する施設
- ・その他、高齢者福祉に資するサービスを提供する施設（サービス付き高齢者住宅を含む）

○2.(2)における住宅については以下のことを遵守すること。

- ・住宅の種類は戸建住宅とすること。ただし、建築基準法上、第一種低層住居専用地域内に建築することができる用途の兼用住宅は可能とする。
- ・一住戸当たりの敷地面積を120平方メートル以上とすること。
- ・住宅はバリアフリーに配慮したものとすること。
- ・全体戸数の1割程度については、二世帯住宅若しくは分離型二世帯住宅を建設すること。
- ・医療施設・介護施設と連携した、安心・安全な住宅の提供を検討すること。（ICT環境整備、ヘルスケア、健康管理、介護支援などの連携など）

○1.(3)におけるその他施設については以下のことを遵守すること。

- ・周辺環境への大きな影響がなく、地域の利便性の向上に資すると認められる場合に限り、事業用地の一部（当該区域の概ね5パーセント以内）を他の用途に供することができるものとすること。

3. 工事に関する事項

○工事に際しては、以下の事項を遵守すること。

- ア. 工事に先立ち、計画内容等の地元説明を行うとともに、工事中の現場対応のため責任者と連絡先を明記した工事管理体制表を作成すること。
- イ. 工事中は、特に騒音、振動を抑えるよう配慮して作業を行い、万一、周辺の家屋等に損害を与えた場合は、補償等の適切な対応を行うこと。
- ウ. 工事車両の通行にあたっては、十分な安全対策を講じるとともに、工事車両が集中しないよう配慮すること。

4. その他

- 事業用地全体を開発区域と設定し、都市計画法、建築基準法等の関連法規及び枚方市開発指導要綱等を遵守すること。
- 本募集要領は医療・介護施設の認可・補助金等を保証するものではありませんのでご注意ください。また、認可等が必要な場合は、所管行政庁の担当部局と事前に協議・調整を行うこと。

(注1) スマートエイジング・シティとは

大阪府及び大阪市では、医療・健康づくりサービスの向上と関連産業の振興方策について、戦略的観点から検討するため、平成25年4月1日から平成26年3月31日まで大阪府市医療戦略会議を設置し、検討しました。

平成26年1月、大阪府市医療戦略会議より健康寿命の延伸と関連産業の振興をめざす7つの具体的戦略を柱とする提言をいただきました。

戦略の1つ「スマートエイジング・シティ」は、「ヘルスケア」や「エイジング」をコンセプトに人口減少社会における課題を分野横断的に解決するまちづくりをめざす戦略です。現在お住まいの方が住み慣れた地域で安心して快適に住み続けられ、多様な世代の新たな住民を惹きつける、さらには民間投資も呼び寄せることのできる活気あるまちのモデルの実現をめざす取り組みです。

当該市である枚方市でも「健康医療都市ひらかたコンソーシアム」を提案しており、これは府市戦略会議で提言されたスマートエイジング・シティ戦略の考え方と同じくするものです。

<参考：大阪府市医療戦略会議提言URL

<http://www.pref.osaka.lg.jp/attach/19411/00000000/teigen.pdf>>

<参考：枚方市健康医療都市ひらかたコンソーシアムURL

<https://www.city.hirakata.osaka.jp/site/kenkouiryoutoshi/consortium.html>>

7 提出書類の様式・記入例

《記入例》（法人の場合）

府使 用欄	受付
----------	----

府使 用欄	番号
----------	----

平成〇〇年〇〇月〇〇日

平成27年度 府営住宅用地活用事業一般競争入札（第2回）

申込日

入札参加書

下記の府有地の売払一般競争入札に、本件要領等を承知のうえ参加します。

大阪府知事様

申込者住所（〒〇〇〇-〇〇〇〇）
大阪府中央区〇〇町1-2-4
名称 株式会社〇〇不動産
（法人名及び代表者名） 代表取締役社長 施保一郎
電話番号 （〇〇）〇〇〇〇-〇〇〇〇

印鑑登録印を押印

印

【共同参加の場合】

上記申込者と共同で事業に参加するにあたり、上記申込者を代表事業者とします。

共同事業者住所（〒〇〇〇-〇〇〇〇）
大阪府北区〇〇町2-3-4
名称 医療法人●●会△△病院
（法人名及び代表者名） 理事長 大阪二郎
共同事業者住所（〒〇〇〇-〇〇〇〇）
大阪府住之江〇〇町5-6-7
名称 社会福祉法人■■■会
（法人名及び代表者名） 理事長 咲洲花子

印鑑登録印を押印

印

印鑑登録印を押印

印

記

物件 番号	所在地	入札日時
1	枚方市東牧野町50番2	平成27年7月31日(金) 午前10時00分受付開始 午前10時30分受付締切

※共同で申し込まれる場合、申込者の欄に共同事業者を代表して入札手続（入札保証金の納付、入札書の記入等）を行う代表事業者を、共同事業者の欄に代表事業者を除く他の共同事業者をそれぞれ記入してください。

※法人で申し込まれる場合、法人の代表者印（印鑑登録印）を捺印してください。

※個人で申し込まれる場合、個人事業主の**実印**を捺印してください。

整理番号

No.

入札保証金納付書

大阪府知事様

入札者（代表事業者）
住所

名称
〔 法人名 〕
〔 代表者名 〕

印

代理人
住所

〔 氏名 〕
〔 法人名 〕

印

平成27年度府営住宅用地活用事業一般競争入札（第2回）に係る
事業用地（ 1 号物件）売払一般競争入札の入札保証金を、次のとおり納付します。

記

保証金額		¥				
内 訳	有価証券	¥				
	有価証券 明細	証券名	種別	記号番号 枚数	額面	備考 (発行年月日)
				枚	¥	
				枚	¥	
				枚	¥	
	合計			¥		
上記の保証金を受け取りました。(入札終了後) 氏名 印						

- (注) 1. 当日の受付までに必ず必要事項を記入し印鑑登録印を捺印して下さい。
2. 代理人が入札する場合、入札者の住所・名称（印は不要）を記入の上、代理人の住所・氏名を記入し、代理人の印を捺印してください。

府 使 用 欄	保証金領収確認欄（保証金受入係）	大阪府住宅まちづくり部住宅経営室長	印
	保証金保管確認欄（保証金保管係）	大阪府住宅まちづくり部住宅経営室出納員	印
	保証金還付確認欄（本書と引換えに還付：保証金受入係）	大阪府住宅まちづくり部住宅経営室長	印

整理	入札日
No.	

入札保証金納付書

大阪府知事様

入札者（代表事業者）
 住所 大阪市中央区○○町1-2-4
 名称 株式会社○○不動産
 （法人名） 代表取締役社長 施保一郎
 （代表者名）

印鑑登録印
 ただし、代理人が入札する場合は、省略できます。

代理人
 住所 大阪市北区○○町1-2
 氏名 天満花子
 （法人名）

印
 代理人の印

平成27年度府営住宅用地活用事業一般競争入札（第2回）に係る
 事業用地（1号物件）売払一般競争入札の入札保証金を、次のとおり納付します。

記

保証金額		¥ ※,※※※,※※※ -			
有価証券		¥ ※,※※※,※※※ -			
内 訳	証券名	種別	記号番号 枚数	額面	備考 (発行年月日)
	○○銀行○○支店 発行小切手	銀行支払保証 小切手	A 000000 1 枚	¥ ※,※※※,※※※ -	00年00月00日
			枚	¥	
			枚	¥	
	合計			¥ ※,※※※,※※※ -	
上記の保証金を受け取りました。(入札終了後) 氏名 印					

- (注) 1. 当日の受付までに必ず必要事項を記入し印鑑登録印を捺印して下さい。
 2. 代理人が入札する場合、入札者の住所・名称（印は不要）を記入の上、代理人の住所・氏名を記入し、代理人の印を捺印してください。

府 使 用 欄	保証金領収確認欄（保証金受入係）	大阪府住宅まちづくり部住宅経営室長 印
	保証金保管確認欄（保証金保管係）	大阪府住宅まちづくり部住宅経営室出納員 印
	保証金還付確認欄（本書と引換えに還付：保証金受入係）	大阪府住宅まちづくり部住宅経営室長 印

入 札 書

大阪府知事様

入 札 者(代表事業者)

住 所
(所在地)

氏 名
〔 法人名
代表者名 〕

印

代 理 人

〔 代理人が入札する場合、入札者の住所、氏名(印)は不要)を記入の上、代理人の住所、氏名を記入し、押印のこと。〕

住 所

氏 名

印

物件番号	物 件 の 所 在
1	枚方市東牧野町50番2

金額	千億	百億	拾億	億	千万	百万	拾万	万	千	百	拾	壹

府営住宅用地活用事業一般競争入札実施要領に記載された事項を承知の上
上記のとおり入札します。

注 意

- 1 黒または青のボールペンでご記入ください。
- 2 入札書は、物件ごとに別の用紙を使用して下さい。
- 3 物件番号欄には、入札物件一覧表の物件番号に記載された番号を記載して下さい。
- 4 物件の所在欄には、入札物件一覧表の所在地のみを記載し、住所表示は不要です。
- 5 金額は、アラビア数字で記載し、初めの数字の頭に「¥」マークを入れてください。
- 6 金額欄を書き損じた場合は、新たな用紙に書きなおして下さい。
- 7 一度提出した入札書の訂正・取り消しはできません。

《記入例》

入 札 書

大阪府知事様

入札者(代表事業者)

住所 (所在地) 大阪府中央区〇〇町1-2-4

氏名 (法人名 代表者名) 株式会社〇〇不動産
代表取締役社長 施保一郎 印

印鑑登録印

ただし、代理人が入札する場合は、省略できます。

(代理人が入札する場合、入札者の住所、氏名(印は不要)を記入の上、代理人の住所、氏名を記入し、押印のこと。)

代理人

住所 大阪府北区〇〇町1-2

氏名 天満花子

代理人の印

印

事業用地一覧で物件を必ずご確認ください、物件番号を記載してください。

物件番号	物件の所在
1	枚方市東牧野町50番2

事業用地一覧に記載の所在地をご確認ください。

金額	千億	百億	拾億	億	千万	百万	拾万	万	千	百	拾	壱
				¥	1	2	3	4	5	6	7	8

府営住宅用地活用事業一般競争入札実施要領に記載された事項の上記のとおり入札します。

注意

- 1 黒または青のボールペンでご記入ください。
- 2 入札書は、物件ごとに別の用紙を使用して下さい。
- 3 物件番号欄には、入札物件一覧表の物件番号に記載された番号を記載して下さい。
- 4 物件の所在欄には、入札物件一覧表の所在地のみを記載し、住所表示は不要です。
- 5 金額は、アラビア数字で記載し、初めの数字の頭に「¥」マークを入れてください。
- 6 金額欄を書き損じた場合は、新たな用紙に書きなおして下さい。
- 7 一度提出した入札書の訂正・取り消しはできません。

・「¥マーク」を記入すること
・金額欄の訂正、桁間違いなどは無効になります。ご注意ください。

平成 年 月 日

整理番号

No.

委任状

私は、平成27年度府営住宅用地活用事業一般競争入札（第2回）に参加するにあたり、下記のとおり代理人に権限を委任します。

記

1 委任する権限

事業用地（_1_号物件）売払一般競争入札に関する一切の権限

2 代理人

住所

氏名
〔法人名〕
〔代表者名〕

印

入札申込者

住所

名称
〔法人名〕
〔代表者名〕

印

（印鑑登録印）

受付係確認欄	
--------	--

- （注）
- 1 委任状は、入札当日に必要です。
 - 2 共同参加の場合で参加申込書の申込者欄に記載された者以外の共同事業者が入札に参加されるとき、及び、代表者印を入札に使用する場合でも申込者本人以外の者が入札に参加するときにも必要です。
 - 3 委任状作成の際は、必ず入札申込者（委任者）の印鑑登録印の押印が必要です。
 - 4 入札申込者（委任者）の印鑑証明書も必要です。

《記入例》

平成 年 月 日

整理番号

No.

委任状

私は、平成27年度府営住宅用地活用事業一般競争入札（第2回）に参加するにあたり、下記のとおり代理人に権限を委任します。

- 1 委任する権限
- 記
物件番号を記入
- 事業用地（ 1 号物件）売払一般競争入札に関する一切の権限

- 2 代理人
- 住所 大阪市北区〇〇町1-2

氏名 天満花子
〔法人名
代表者名〕

印

入札当日代理人が使用する印を捺印

入札申込者

住所 大阪市中央区〇〇町1-2-4

名称 株式会社〇〇不動産
〔法人名〕 代表取締役社長 住 整 一 郎
代表者名

印

登録印

印鑑登録印

※入札申込者（委任者）の
印鑑証明書も必要です。

受付済印

- （注）1 委任状は、入札当日に必要です。
- 2 共同参加の場合で参加申込書の申込者欄に記載された者以外の共同事業者が入札に参加されるとき、及び、代表者印を入札に使用する場合でも申込者本人以外の者が入札に参加するときにも必要です。
- 3 委任状作成の際は、必ず入札申込者（委任者）の印鑑登録印の押印が必要です。
- 4 入札申込者（委任者）の印鑑証明書も必要です。

誓 約 書

私は、大阪府が実施する平成27年度府営住宅用地活用事業一般競争入札（第2回）の申込みにあたり、次の事項を誓約します。

- 1 平成27年度府営住宅用地活用事業一般競争入札（第2回）実施要領（以下、「実施要領」という。）に定める入札参加資格を有しています。
- 2 入札に際し、実施要領、物件明細、府有財産売買契約書（案）、物件の法令上の規制等をすべて承知の上で申し込みます。
- 3 落札した場合の土地利用に関する隣接土地所有者及び地域住民との連携等については、すべて私が行うことを承知の上で申し込みます。
- 4 大阪府が大阪府暴力団排除条例に基づき、一般競争入札により暴力団を利することとならないよう、暴力団員又は暴力団密接関係者を入札、契約から排除していることを承知したうえで、下記事項について誓約します。

・一般競争入札の申込みに際して、大阪府暴力団排除条例第2条第2号及び第4号に掲げる者のいづれにも該当しません。

・本誓約書及び役員名簿等が大阪府から大阪府警察本部に提供されることに同意します。

・本誓約書4に該当する事業者であると大阪府が大阪府警察本部から通報を受け、又は大阪府の調査により判明した場合は、大阪府が大阪府暴力団排除条例に基づき、大阪府ホームページ等において、その旨を公表することに同意します。

・この契約締結の日から5年間、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団若しくは法律の規定に基づき公の秩序等を害するおそれのある団体等であることが指定されている者の事務所又はその他これに類するものの用に供し、また、これらの用に供されることを知りながら、所有権を第三者に移転し又は売買物件を第三者に貸してはならないことに同意します。

大阪府知事 様
平成 年 月 日

申込者

住 所
(所在地)
フリ ガナ
氏 名
(法人名)
(代表者名)
生年月日

印

共有者

住 所
(所在地)
フリ ガナ
氏 名
(法人名)
(代表者名)
生年月日

印

《記入例》

誓 約 書

私は、大阪府が実施する平成27年度府営住宅用地活用事業一般競争入札（第2回）の申込みにあたり、次の事項を誓約します。

- 1 平成27年度府営住宅用地活用事業一般競争入札（第2回）実施要領（以下、「実施要領」という。）に定める入札参加資格を有しています。
- 2 入札に際し、実施要領、物件明細、府有財産売買契約書（案）、物件の法令上の規制等をすべて承知の上で申し込みます。
- 3 落札した場合の土地利用に関する隣接土地所有者及び地域住民との連携等については、すべて私が行うことを承知の上で申し込みます。
- 4 大阪府が大阪府暴力団排除条例に基づき、一般競争入札により暴力団を利することとならないよう、暴力団員又は暴力団密接関係者を入札、契約から排除していることを承知したうえで、下記事項について誓約します。

・一般競争入札の申込みに際して、大阪府暴力団排除条例第2条第2号及び第4号に掲げる者のいづれにも該当しません。

・本誓約書及び役員名簿等が大阪府から大阪府警察本部に提供されることに同意します。

・本誓約書4に該当する事業者であると大阪府が大阪府警察本部から通報を受け、又は大阪府の調査により判明した場合は、大阪府が大阪府暴力団排除条例に基づき、大阪府ホームページ等において、その旨を公表することに同意します。

・この契約締結の日から5年間、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団若しくは法律の規定に基づき公の秩序等を害するおそれのある団体等であることが指定されている者の事務所又はその他これに類するものの用に供し、また、これらの用に供されることを知りながら、所有権を第三者に移転し又は売買物件を第三者に貸してはならないことに同意します。

大阪府知事 様
平成27年〇月〇日

記入した日付を記入してください。

申込者

住 所 大阪市中央区〇〇町1-2-4

(所在地)

フリガナ 氏 名 株式会社〇〇不動産

(法人名) 代表社名 施保 一郎

(代表者名)

生年月日 昭和60年4月1日

共有者

住 所

(所在地)

フリガナ 氏 名

(法人名)

(代表者名)

生年月日

法人名と代表者名のフリガナを
記入してください。

印鑑登録し
た代表者印

印

代表者の生年月日を記入してください。

印

お問い合わせ先

【お問い合わせ先・質疑受付場所・参加申込受付場所】

■大阪府住宅まちづくり部住宅経営室施設保全課資産活用グループ

大阪市住之江区南港北1-14-16 大阪府咲洲庁舎26階
26階へは、中層階（1・2・6・17～28階）エレベータをご利用ください。

TEL (06) 6941-0351 (内線4346、3042)

FAX (06) 6210-9750

【入札会場】

■大阪府咲洲庁舎18階 会議室

18階へは、中層階（1・2・6・17～28階）エレベータをご利用ください。

○大阪府咲洲庁舎へのアクセス

- ・地下鉄中央線「コスモスクエア」駅下車、南東へ徒歩約8分
- ・ニュートラム南港ポートタウン線「トレードセンター前」駅下車、ATCビル直結

【府庁周辺案内図】

